

第3部会報告書の概要

[会社法の改正を視野に入れた検討課題の整理]

項目	改正内容	検討課題
<p>1. 社債管理者の善管注意義務</p> <p>①社債管理委託契約による具体的義務の範囲の明確化</p>	<p>「社債管理者の有する権限は、社債管理委託契約において明記した権限に限定する」と定めた場合には、他に会社法で特に規定されている権限を除き、社債管理者の権限は当該範囲に限定されることを明文で規定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 社債管理者の「約定権限」＝「法定権限」とできるようにするもの ◆ 「約定権限」の具体的内容は、第2部会のコベナンツ(コベナンツ抵触時の効果、対応方法等)に関する議論とあわせて検討 ◆ なお、現状の一般的な社債管理委託契約やコベナンツにおいて社債管理者に認められている担付切替条項や信用害損条項等の約定権限は設けないことを前提としてよいか 	<p>① 社債管理者に最低限求められる具体的な権限として会社法で定めるべきものがあるとすれば何か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 現在、社債管理者が社債権者集会の決議なくして行使できると解されている法定権限(*)のうち、今次見直し後も引き続き法定権限とすべきものを検討 (*)元本・利息の支払請求催告、弁済金の受領、支払請求のための訴えの提起、社債権保全のための仮差押え等の申立て、倒産手続きにおける債権届出等 <p>② 米国法のようにデフォルトの前後で、社債管理者の権限、義務に差異を設ける必要はないか。この場合、日本のこれまでの実務では、デフォルト後は倒産手続が進行することが通常であり、社債管理者が裁量権を行使する局面が限定されていることに鑑み、差異を設ける基準点をデフォルト時点とすべきか、もう少し前倒しすべきか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 差異を設けるのは法定権限の内容か、権限行使にあたっての注意義務の程度か ◆ 「デフォルト」の意味を明確化する必要あり。「期限の利益喪失」か「デフォルト事由への該当」か。後者であれば、第2部会のコベナンツの議論を先行させることが必要

項目	改正内容	検討課題
②注意義務の程度の明確化	<p>社債管理者が善意で行った判断については、責任の範囲を合理的に制限されることとなるよう明文で規定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 米国信託証券法における「善意」(good faith)の概念を導入する趣旨か ◆ なお、ビジネスジャッジメントルールの導入については、部会における議論を踏まえれば、立法化は困難との結論か 	<p>利益相反関係のある社債管理者が業務を行う場合については、同様の対応が認められないのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 米国法の「善意」の概念と会社法の善管注意義務及び公平・誠実義務の関係の整理が必要か
③公開情報及び発行会社から提供された情報への依拠	<p>社債管理委託契約において、「社債管理者は、発行会社が社債の条件を遵守しているか否かの確認義務を負わず、これらの判断については、社債管理者が現に有している情報、公開情報及び発行会社から提供された情報に依拠できる」と定めた場合には、当該定めに従って判断する限り、その判断については善管注意義務違反とはならないことを明文で規定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 3種類の情報（「公開情報」、「発行会社提供情報」、「社債管理者現有情報」）を想定し、「社債管理者現有情報」には融資取引等に基づき入手した情報が含まれることが前提 ◆ 上記の社債管理委託契約及び法令の定めであれば、現状と特段変わらないのではないかと ⇒検討課題⑤の可否が論点か ◆ 「発行会社提供情報」は、全て社債権者に通知することを前提とする場合、本件は論点とはならないか ◆ なお、「発行会社提供情報」の具体的内容について、第2部会のコベナントの議論を先行させることが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ① 発行会社からの報告の真偽について、確認する義務を負うのか。義務を負う場合、その程度はどこまでか。 ◆ 一切の「発行会社提供情報」に関する真偽の確認か、それとも「社債管理者現有情報」に照らして疑義がある場合の問題か ② 発行会社の社債管理者に対する報告の義務化が必要ではないか。 ③ 上記②の報告の正確性・真実性をどのように担保すべきか。 ◆ ②③ともコベナントにて検討すべき事項か ④ 米国法のように、外部の専門家の意見への依拠についても規定すべきか。 ◆ ①の論点に包摂される課題か ⑤ 「社債管理者が社債の管理業務以外の発行会社との取引を通じて入手した情報について、情報隔壁が設けられている場合には、社債管理者が現に有している情報に含まれない」と定めた場合には、上記情報から除外される旨も、規定すべきか。 ◆ 「公開情報」と「発行会社提供情報」のみに基づき業務を行うことの是非の問題か ◆ 公平・誠実義務との関係も整理が必要か

項目	改正内容	検討課題
<p>④コベナンツ違反等の場合の社債管理者の裁量の制限</p>	<p>社債管理委託契約において、「コベナンツ違反又は期限の利益喪失事項の発生等の場合に、社債管理者は、一定割合以上の社債権者の請求又は社債権者集会の決議がなされるまでは何らの行為を行う義務を負わず、当該請求又は決議がなされた場合には、それに従って行為した場合にはその責任を問われない」と定めた場合には、その定めに基づき依拠した行為又は不作為については、善管注意義務違反とはならない旨を明文で規定する。</p> <p>◆ 社債権者集会の決議等に基づき対応した場合は、善管注意義務違反のみならず公平・誠実義務違反ともならないと考えられるか</p>	<p>① 社債権者への情報伝達及び意思結集を容易にするための市場インフラ整備が前提となる。</p> <p>② 社債権者集会を経ないで確認した一定割合の社債権者の意向に依拠することについて、社債の集団性との関係から、検討が必要ではないか。</p> <p>③ 上記②が可能な場合、具体的割合について、法令解釈上の制約はあるか。</p> <p>◆ 市場インフラ整備を前提とすれば、社債権者集会が必要としても特段問題ないのではないかと（基本的に、現行法及びその解釈を踏襲）</p> <p>◆ 但し、社債権者集会の招集や裁判者認可決定に関する公告等、社債権者集会にかかる手続きの規定について、上記市場インフラの利用を想定した見直しは検討</p> <p>④ 例えば、倒産手続きにおける債権届け出については、請求又は決議がなくとも、当然に行う義務を負うことにするなど何らかの例外を設ける必要はないか。</p> <p>◆ 社債権者の意向を確認する必要がない、すなわち社債管理者の裁量の余地がない事項を整理</p>
<p>⑤社債管理者の調査権限</p>	<p>社債管理委託契約において、「社債管理者は、一定割合以上の社債権者の請求又は社債権者集会の決議がなされるまでは、調査義務を負わない」と定めた場合には、その定めに基づき依拠して調査を行わなかったことについて善管注意義務違反とはならない旨を明文で規定する。</p> <p>◆ 会社法第705条第4項の定める調査権限を廃止し、約定権限として社債権者集会決議等に基づく調査権を定める趣旨であれば、項目①に含まれる論点</p>	<p>デフォルトの前後で差異を設けなくてよいか。この場合、前記のとおり、日本のこれまでの実務では、デフォルト後は倒産手続きが進行することが通常であり、社債管理者が裁量権を行使する局面が限定されていることに鑑み、差異を設ける基準点をデフォルト時点とすべきか、もう少し前倒しとすべきか。</p>

項目	改正内容	検討課題
2. 公平・誠実義務	<p>社債管理委託契約において、「社債管理者が会社法710条2項に違反した場合の損害賠償責任の内容・範囲について、プロラタ弁済とすること」と定めた場合には、有効であることを明文で規定する。</p> <p>◆ 利益相反問題については、基本的に現行会社法の枠組みを変えず、損害賠償責任の内容・範囲の明確化のみ対応</p> <p>◆ なお、善管注意義務に関する項目②「注意義務の程度の明確化」の検討課題に掲げられた利益相反問題との関係について要確認</p>	<p>① 日本法では米国法と異なり、誠実義務を「自らの利益よりも社債権者の利益を優先する義務」と捉えて、社債管理者にシェアを与えるプロラタ弁済を立法すべきではないという考え方もあり得る。誠実義務に関する考え方を整理する必要はないか。</p> <p>② プロラタ弁済を具体的にどのような手続き・方法で行うか。</p>
3. 社債管理者の報酬・費用		<p>① 社債管理委託契約において、「一定割合以上の社債権者の請求又は社債権者集会の決議に従って、社債管理者が何らかの行為を行った場合には、社債管理者が発行会社から回収した資金の中から、社債管理者が優先的に報酬及び費用を取得できる」と定めた場合は、会社法741条の要件を緩和して、裁判所の許可を得ることなく、当該条項に従い報酬及び費用の償還を受けることができることを明文で規定する必要はあるか。</p> <p>② さらに、社債管理者が、直接に資金回収に結びつかない行為（例えば調査権の行使等）を、一定割合以上の社債権者の請求又は社債権者集会の決議に従って行う場合について、当該行為に関する報酬及び費用の償還を受けられるような方法を明文で規定する必要はあるか。</p>
4. 社債管理人について	<p>社債のデフォルト後の債権の保全・回収機能に特化し、原則として、社債のデフォルト時点以降、社債権者の代理人として、債権の保全・回収のための業務を担う「社債管理人（仮称）」の制度を設けることも考えられる。「社債管理人」制度については現行法の下でも契約に基づき実現する余地がない訳ではないが、より整備された制度にするためには法律上の手当が必要と考えられることから、社債管理者制度の見直しの状況によっては、投資家及び発行会社のニーズ等を踏まえ、「社債管理人」の制度化の検討を行う。</p>	